

# お お ぞ ら

No.16 (133)

社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
総合病院 聖隷三方原病院  
聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558  
静岡県浜松市北区三方原町3453  
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功  
編集者 横地健治

2009年7月20日

## 脳死と重症心身障害

所長 横地 健治

六月に、衆議院で臓器移植

法の改正案が可決されました。

脳死判定と臓器移植が、家族

の同意だけで可能となり、ま

た、六歳未満でも可能となる

という内容でした(これを書

いているのは六月末で、参議

院でどうなったのか、今はわ

かりません)。事前の報道が

なく、唐突に採決され、私は

大いにとまどっています。な

ぜなら、「脳死」と重症心身

障害は無縁ではないからです。

厳格な意味で、死とは、生

物体としての全体的な機能が

永続的に停止した事態を指し

ます。すべての臓器が同時に

機能停止状態に陥るわけでは

ないので、実際上は心肺機能

が永続的停止状態となった時

点で死と判断されます。その

時点で、一部臓器機能は残っ

ていても、呼吸・循環がなけ

れば短期間に永続的な機能廢

絶に至ります。よって、心肺

停止をもって死とするのは問

題ないでしょう。しかし、人

工呼吸が一般的医療行為とな

てからは、これによって肺機

能を保持するのが容易となり、

永続的心停止をもって死(心臓死)と判定されるのが一般的となりました。

その後、脳死の概念が登場

してきました。脳、すなわち

大脳と脳幹の機能停止をもっ

て死とみなすというものです。

この時点で各臓器は、心臓

死と判定された時よりは、は

るかに高い機能を保持してい

ます。ですから、脳死は臓器

移植のために作られた死の概

念だと言われています。しか

し、外国の一部では、臓器移

植を前提としなくても、死の

判定として使われているよう

です。

心臓死の判定は厳密で曖昧

さはないものです。これに対

し、脳死判定は曖昧で、各国

で判定基準に少なからずばら

つきがあります。それは、大

脳機能と脳幹機能が永続的停

止状態にあるとの判定に苦慮

しているからです。現行の日

本の基準では、平坦脳波によ

って、大脳機能停止を判断して

います。脳幹機能停止は、深

昏睡であること(顔面に加え

られた疼痛刺激に無反応)、

瞳孔散大固定、各種脳幹反射

(対光反射、角膜反射、毛様

脊髄反射、眼球頭反射、前庭

反射、咽頭反射、咳反射)の

消失、自発呼吸の消失(無呼

吸テスト)をもって判定して

います。ただし、治療可能な病態が入り込まないように、除外基準が設けられています。

また、六歳未満の小児は対象

としていないので、今この年

齢に適応できる基準はありま

せん。

これらの基準をすべて満た

せば、ある生体反応がみられ

たとしても、脳死であること

は否定されません。脳死でも

反射的な運動はみられてもい

いことになっていきます。これ

は単純な運動が一般的です。

しかし、ラザロ徴候(聖書の

「ラザロの復活(蘇生)」から

命名)といった見かけ上複雑

な運動もあり得ると報告され

ています。脳死と判定されて

も、臓器移植されず、人工呼

吸が継続されれば、多くの臓

器機能は一定程度維持される

はずです。消化や排泄などの

機能はあるでしょう。一定の

発汗や体温調節機能はあるで

しょう。毛髪は伸びるでしょ

う。骨も伸び、身体は大きく

なるでしょう。さらに時が経

てば、脳幹・大脳機能が本當

に永続的機能停止だったのか

が問題となってきます。脳障

害の回復の機序が働くかもし

れません。

こうしてみると、脳障害を

負った時期に、それが脳死判

定基準を満たした人と、満た

さなかった人では、将来の機能がどう違うのかという問題が出てきます。これは、さっぱりわからないというのが実情だと思えます。現行の基準

では、大脳機能を脳波だけで

診ているのがいい加減すぎる

と私は思います。よって、脳

死判定基準を満たした人が、

満たさなかった人より、将来

の障害が重いとは必ずしも言

えないと私は思います。もち

ろん、障害が重いと生きるに

値しなくて、軽いと生きるに

値する考え方も反対です。命

の価値は、障害の軽重を問い

ません。

今回の改正案でも、脳死判

定は臓器移植を前提にしてい

るので、現在人工呼吸を受け

ている重度な脳障害児(者)に

直接的影響はありません。し

かし、脳死判定が増えてくる

と、脳障害慢性期の重症度評

価として、脳死判定基準が応

用されることはあり得ます。

そうすると、その基準の合否

をもって、命の価値を判断す

る風潮が出てくるかもしれま

せん。これは、あってはなら

ないことです。重度な脳障害

児(者)が、脳死判定され臓器

供給者となるのでなかったな

ら、その命の尊厳はこれから

も変更なく護られねばならな

いと考えます。